

ご家族の財産をお守りする

住宅総合保険 住宅火災保険



NIPPONKOA
INSURANCE

日本興亜損保
NKSJグループ

2010年1月改定



ECO
FIRST

環境大臣認定
エコ・ファースト企業

大切なお住まいや家財を万が一の

保険金お支払いの対象となる事故は… (お支払いする保険金の主な内容、)

住宅総合保険の補償

住宅総合保険
(損害・水害保険金)

損害額 × $\frac{\text{ご契約金額 (保険金額)}}{\text{保険価額 (時価)}} \times 80\%$ (損害額が保険価額(時価)を超える場合は、保険価額(時価)を限度とします。)

(価額協定保険特約をセットされた場合は、損害額をお支払いします。ご契約金額が)

住宅火災保険の補償範囲

住宅火災保険
(損害保険金)

損害額 × $\frac{\text{ご契約金額 (保険金額)}}{\text{保険価額 (時価)}} \times 80\%$ (損害額またはご契約金額のいずれか低い額が限度)

(価額協定保険特約をセットされた場合は、損害額をお支払いします。ご契約金額が限度となります。)

① 火災 	② 破裂・爆発 	③ 落雷 	④ 風災・雹災・雪災 (損害額が20万円以上の場合) 	⑤ 建物外部からの物体の飛来・落下・衝突など 	⑥ 給排水事故による水濡 
---	--	--	--	---	---

(注) マンション戸室にお
どにより他の戸室へ
害賠償責任を負担
の補償(オプション)

損害保険金の他に上記の事故に伴いお支払いする費用保険金



臨時費用保険金

損害保険金をお支払いする場合にお支払いします。
(損害保険金×30%。ただし、1事故につき1敷地内ごとに100万円限)



残存物取片づけ費用保険金

残存物の取片づけに必要な費用をお支払いします。
(実費。ただし、損害保険金の10%限度)



失火見舞費用保険金

第三者の建物などに損害を与えた場合の見舞金などの費用をお支払いします。
(被災世帯数×20万円。ただし、1事故につきご契約金額*1の20%限)



地震火災費用保険金

地震・噴火またはこれらによる津波を原因とする火災により建物が半焼以上となった家財が全焼になった場合にお支払いします。(ご契約金額*1×5%。ただし、1事故につき)



損害防止費用

損害の発生および拡大防止のための消火活動により支出された必要または有
(お支払額は後記「お支払いする保険金の主な内容」をご覧ください。)



特別費用保険金

(価額協定保険特約をセットされた場合)

保険の対象が全損(全焼・全壊)となった場合にお支払いします。
(損害保険金の10%相当額。ただし、1事故につき1敷地内ごとに200)

*1 ご契約金額が保険価額(時価)を超える場合は保険価額(時価)とします。(価額協定保険特約をセットされた場合、保険価額(時価)は)

災害からお守りします!!

(保険金をお支払いできない主な場合は後記をご覧ください。)

〈用語の解説〉

保険価額 (時価)	再調達価額(新価)から「使用による消耗分」を差し引いた額をいいます。
再調達価額 (新価)	同等のものを再築または再取得するのに必要な額(新築・新品価格)をいいます。

補償範囲

損害額またはご契約金額
のいずれか低い額が限度

(支払限度となります。)

損害額
×
最大 70%

損害額
ただし、1事故につき100
万円または家財のご契約金
額×20%のいずれか低い額
が限度となります。

6
給排水設備の
故障による
水濡れ(注)



住まいの場合、給排水設備の事故など
による水濡れ損害を与えた際の法律上の損
害リスクに備えるには、個人賠償責任
をセットいただく必要があります。

7
騒擾・集団行動・
労働争議に伴う
暴行など



8
盗難、盗難による
損傷・汚損



9
水 災



10
持ち出し
家財の損害
(家財を保険の対象として
ご契約いただいた場合)



水災の水害保険金お支払方法

損害割合*2		水害保険金のお支払額	
		ご契約金額*3 × $\frac{\text{損害額}}{\text{保険価額(時価)}} \times 70\%$	
ア. 損害割合*2が30%以上となった場合		〈価額協定保険特約をセットされた場合〉 次のいずれか低い額 ・ 損害額×70% ・ ご契約金額×70%	
上記ア. 以外で床 上浸水*4 による損害	イ. 損害割合*2 が15%以上 30%未満の 場合	ご契約金額*1×10% (1事故につき1敷地内 ごとに200万円限度)	左記イ.とウ.の 保険金を同時に お支払いする場 合、保険金の合計 額は、1事故につ き1敷地内ごと に200万円限度
	ウ. 損害割合*2 が15%未満 の場合	ご契約金額*1×5% (1事故につき1敷地内 ごとに100万円限度)	

*2 保険価額(時価)(価額協定保険特約をセットされた場合は再調達価額(新価)となります。)に対する損害額の割合をいいます。

*3 ご契約金額が保険価額(時価)を超える場合は保険価額(時価)とします。

*4 居住の用に供する部分の床(畳敷または板張りなどの物をい、土間、たたきの類を除きます。)を超える浸水をいいます。

オプション補償

住宅総合保険には…
安心をさらに広げる3つの
特約もご用意しています。

(ご希望によりセットすることができます。それぞれの特約をセットされるための条件・被保険者の範囲などにつきましては、取扱代理店または日本興亜損保までお問い合わせください。)

1 借家人賠償責任補償特約

火災または破裂・爆発によって借用建物・戸室に損害を与え、貸主に対し法律上の損害賠償責任を負担された場合、損害賠償金・訴訟費用・弁護士費用などを保険金でお支払いします。(1事故につき契約申込書記載の支払限度額が限度となります。)

2 修理費用補償特約

(借家人賠償責任補償特約とセットでご契約いただけます。)
左記①から⑩までの事故により借用建物・戸室に損害が生じ、貸主との契約に基づき自己の費用で修理された場合、その修理費用をお支払いします。(1事故につき自己負担額3,000円、契約申込書記載の支払限度額が限度となります。)

3 個人賠償責任補償特約

日本国内における次のような日常生活にかかわる事故で法律上の損害賠償責任を負担された場合、損害賠償金・訴訟費用・弁護士費用などを保険金でお支払いします。(1事故につき契約申込書記載の支払限度額が限度となります。)

- (例)・デパートで買い物中に誤って商品をこわした。
・飼犬が他人にかみついてケガをさせた。

※火災保険の他、自動車保険や傷害保険などで、この特約と同種の賠償責任を補償するご契約がある場合、補償の重複が生じる可能性がありますので、他のご契約の補償内容・ご契約金額を十分にご確認ください。

(万円限度)

(再調達価額(新価)となります。)

さらに頼れる価額協定保険特約（建物新価・家財新価用）をおすすめします！！

建物・家財を評価させていただき、その評価額（新築・新品価格）を基準にご契約いただく特約です。（特約をセットされるための条件は、取扱代理店または日本興亜損保までお問い合わせください。）

1 **メリット** お支払いする損害保険金だけで同等の建物・家財が再築・再取得できます。（住宅総合保険は左記①から⑧までの事故の場合、住宅火災保険は左記①から④までの事故の場合）
※修理可能な場合は、新築・新品価格と修理代金のいずれか低い額をお支払いします。

2 **メリット** プラス10%の特別費用保険金をお支払い！！
建物・家財が全損（全焼・全壊）の場合は、1事故につき1敷地内ごとに200万円を限度にお支払いします。（住宅総合保険は左記①から⑧までの事故の場合、住宅火災保険は左記①から④までの事故の場合）

よくある質問

Q. 価額協定保険特約をセットしないと、事故により損害が生じた建物または家財を修理したときに、損害保険金だけでは修理代金に満たないことがあるのですか？

A. はい。価額協定保険特約をセットされない場合、損害額は時価を基準に算出しますので、修理代金に対しても建物または家財の経過年数に応じた減価を控除して損害保険金をお支払いします。

1回のご契約手続きで長期補償！！長期保険保険料一括払特約

価額協定保険特約と同時に長期保険保険料一括払特約をセットいただくことにより、長期でご契約いただくことができます。この場合、1年ごとにご契約いただく場合と比べ、毎年の契約手続きが省略できる上、保険料が割安となります。

お払込みのラクな分割払もご利用できます。

分割払（12回払）もご利用できます。

ご契約にあたって

- ご契約金額（保険金額）は建物・家財ごとに時価いっぱいにお決めください。なお、価額協定保険特約（上記ご参照）をセットされた場合のご契約金額は再調達価額（新価）いっぱいにお決めください。
- 保険価額（時価*）を超えてご契約金額をお決めになられても、その超過部分はむだになりますのでご注意ください。
* 価額協定保険特約をセットされた場合、保険価額（時価）は再調達価額（新価）となります。
- 保険価額（時価）よりも少ない金額でご契約金額をお決めになりますと、損害額の全部がお支払いできない場合があります。お支払いする損害保険金は次の算式によって算出した額となります。

お支払いする損害保険金 = 損害額 × $\frac{\text{ご契約金額}}{\text{保険価額（時価）} \times 80\%}$ （ただし、ご契約金額または損害額のいずれか低い額が限度となります。）

- 他の保険契約または共済契約がある場合には、必ずお申し出ください。ご契約にあたっては、他の保険契約または共済契約のご契約金額と合わせて保険価額（時価）いっぱいになるようご注意ください。
- 家財をご契約の場合、1個または1組の時価が30万円を超える貴金属・宝石・美術品など（明記物件といいます。）は契約申込書に明記してください（ただし、合計で100万円が限度となります。）。明記いただかない場合は保険の対象となりません。

保険料について

- 住宅総合保険・住宅火災保険の保険料は、建物の所在地、用途・用法、構造（柱の材質）または耐火性能などによって異なります。
※法令上の耐火建築物・準耐火建築物に該当する場合または省令準耐火建築物に該当する場合にはお申し出ください。
※他社の火災保険契約からお切替えの場合にはお申し出ください。
- 住宅総合保険・住宅火災保険の保険料は、ご契約期間（保険期間）の初日に適用される料率・割引制度などにより決定されます。したがって、ご契約期間の初日以降に、住宅総合保険・住宅火災保険について料率改定や割引制度の新設・改定などを行った場合でも、ご契約済みの保険料は変更しません。また、これらの改定は予告なく実施することがありますので、あらかじめご了承ください。
※地震保険を自動的に継続する方式で住宅総合保険・住宅火災保険のご契約期間と合わせてご契約いただく場合、地震保険について料率改定などを行ったときは、自動継続時に地震保険の保険料を変更します。なお、改定を実施する場合には、自動継続前にご案内いたします。

地震保険のおすすめ

地震保険をご契約いただくことにより、地震・噴火またはこれらによる津波（以下「地震等」といいます。）を原因とする火災・損壊・埋没・流失による損害を補償します。
地震保険をご契約いただける物は、次の通りです。

居住用建物	住居のみに使用されている建物をいいます。
家財	居住用建物に収容されている家財をいいます。自動車や1個または1組の時価が30万円を超える貴金属・宝石・美術品などを除きます。

Q. 火災保険だけでは、地震等による火災損害は補償されないのですか？

A. はい。地震保険をご契約いただかない場合、地震等による火災損害だけでなく、火災の発生原因を問わず地震等で延焼・拡大した損害も補償されません。ただし、地震等による火災によって建物が半焼以上となった場合、またはご契約いただいた家財が全焼となった場合に限り、地震火災費用保険金（ご契約金額（保険金額）の5%相当額。ただし、1事故につき1敷地内ごとに300万円限度）をお支払いします。

※詳しくは「地震保険」パンフレットをご用意しておりますので、取扱代理店または日本興亜損保にお問い合わせください。

地震保険には、建物の建築年月、免震・耐震性能に応じた割引制度がございます。保険料の割引にあたっては、所定の確認資料をご提出いただけます。（確認資料をご提出いただけない場合は保険料の割引はできませんのでご了承ください。）

地震保険料控除が受けられます。

地震保険をご契約いただいた場合、お払い込みいただいた保険料が一定額（所得税は50,000円、住民税は25,000円）を限度としてその年のご契約者（保険料負担者）の課税所得から控除されますので、税負担が軽減できます。（2013年6月現在）

		お支払いする保険金の主な内容		保険金をお支払いできない主な場合												
		住宅総合保険	住宅火災保険													
損害保険金	次の①から⑧までの事故により保険の対象である建物または家財に損害が生じた場合、次の算式に基づきお支払いします。 損害保険金 = 損害額 × $\frac{\text{ご契約金額(保険金額)}}{\text{保険価額(時価)}} \times 80\%$ (ご契約金額または損害額のいずれか低い額が限度) <価額協定保険特約をセットされた場合> 損害保険金 = 損害額 (ご契約金額が限度) ①火災 ②破裂・爆発 ③落雷 ④風災 ⑤雹災・雪災 (損害額が20万円以上となった場合) ⑥建物外部からの物体の飛来・落下・衝突など ⑦給排水設備*1に生じた事故または他の戸室で生じた事故による水濡れ ⑧騒擾・集団行動・労働争議に伴う暴力行為または破壊行為など ⑨盗難、盗難による損傷・汚損 (貴金属・宝石・美術品などの明記物件は1事故につき1個または1組ごとに100万円限度) *1 給排水設備自体に生じた損害はお支払いしません。 ※通貨・預貯金証書につきましては、契約申込書記載の建物内での盗難によって損害を受けたときに限り、損害保険金をお支払いします。(1事故につき1敷地内ごとに、通貨は20万円、預貯金証書は200万円または家財のご契約金額のいずれか低い額が限度。ただし、建物のみを保険の対象としたご契約ではお支払いできません。)	次の①から④までの事故により保険の対象である建物または家財に損害が生じた場合、次の算式に基づきお支払いします。 損害保険金 = 損害額 × $\frac{\text{ご契約金額(保険金額)}}{\text{保険価額(時価)}} \times 80\%$ (ご契約金額または損害額のいずれか低い額が限度) <価額協定保険特約をセットされた場合> 損害保険金 = 損害額 (ご契約金額が限度) ①火災 ②破裂・爆発 ③落雷 ④風災・雹災・雪災 (損害額が20万円以上となった場合)	●故意、重大な過失、法令違反 ●戦争・内乱その他これらに類似の事変または暴動 ●核燃料物質の有害な特性による損害 ●地震等(ただし、地震火災費用保険金はお支払いしません。) ●ご契約者または被保険者の所有・運転する車両またはその積載物の衝突・接触 ●火災などの事故の際の紛失・盗難 ●家財が屋外にある間に生じた盗難や持ち出し家財である自転車または原動機付自転車の盗難など													
	水害保険金	台風、暴風雨などによる洪水・高潮・土砂崩れなどの水災により保険の対象である建物または家財に損害が生じた場合、次のとおりお支払いします。 <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">損害割合*2</th> <th colspan="2">水害保険金のお支払額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">ア.損害割合*2が30%以上となった場合</td> <td colspan="2">$\text{ご契約金額}^*3 \times \frac{\text{損害額}}{\text{保険価額(時価)}} \times 70\%$ <価額協定保険特約をセットされた場合> 次のいずれか低い額 ・損害額×70% ・ご契約金額×70%</td> </tr> <tr> <td>上記ア.以外で床上浸水*4による損害</td> <td>イ.損害割合*2が15%以上30%未満の場合</td> <td>ご契約金額*5×10% (1事故につき1敷地内ごとに200万円限度)</td> <td rowspan="2">左記イ.とウ.の保険金を同時にお支払いする場合、保険金の合計額は、1事故につき1敷地内ごとに200万円限度</td> </tr> <tr> <td></td> <td>ウ.損害割合*2が15%未満の場合</td> <td>ご契約金額*5×5% (1事故につき1敷地内ごとに100万円限度)</td> </tr> </tbody> </table> *2 保険価額(時価)(価額協定保険特約をセットされた場合は再調達価額(新価)となります。)に対する損害額の割合をいいます。 *3 ご契約金額が保険価額(時価)を超える場合は保険価額(時価)とします。 *4 居住の用に供する部分の床(畳敷または板張りなどの物をいい、土間、たたきの類を除きます。)を超える浸水をいいます。		損害割合*2		水害保険金のお支払額		ア.損害割合*2が30%以上となった場合		$\text{ご契約金額}^*3 \times \frac{\text{損害額}}{\text{保険価額(時価)}} \times 70\%$ <価額協定保険特約をセットされた場合> 次のいずれか低い額 ・損害額×70% ・ご契約金額×70%		上記ア.以外で床上浸水*4による損害	イ.損害割合*2が15%以上30%未満の場合	ご契約金額*5×10% (1事故につき1敷地内ごとに200万円限度)	左記イ.とウ.の保険金を同時にお支払いする場合、保険金の合計額は、1事故につき1敷地内ごとに200万円限度	
損害割合*2		水害保険金のお支払額														
ア.損害割合*2が30%以上となった場合		$\text{ご契約金額}^*3 \times \frac{\text{損害額}}{\text{保険価額(時価)}} \times 70\%$ <価額協定保険特約をセットされた場合> 次のいずれか低い額 ・損害額×70% ・ご契約金額×70%														
上記ア.以外で床上浸水*4による損害	イ.損害割合*2が15%以上30%未満の場合	ご契約金額*5×10% (1事故につき1敷地内ごとに200万円限度)	左記イ.とウ.の保険金を同時にお支払いする場合、保険金の合計額は、1事故につき1敷地内ごとに200万円限度													
	ウ.損害割合*2が15%未満の場合	ご契約金額*5×5% (1事故につき1敷地内ごとに100万円限度)														
持ち出し家財保険金 (家財が保険の対象の場合)	旅行などのため一時的に持ち出した家財に日本国内の他の建物内で上記①から⑧までの損害が生じた場合、損害額をお支払いします(ただし、④の事故の場合、損害額が20万円未満でも補償の対象となります。)(家財のご契約金額の20%または100万円のいずれか低い額が限度) ※通貨・預貯金証書の盗難は補償の対象となりません。															
臨時費用保険金	上記①から⑦までの事故により損害保険金をお支払いする場合にお支払いします。(上記①から⑦までの損害保険金×30%。ただし、1事故につき1敷地内ごとに100万円限度)	上記①から④までの事故により損害保険金をお支払いする場合にお支払いします。(上記①から④までの損害保険金×30%。ただし、1事故につき1敷地内ごとに100万円限度)														
残存物取片づけ費用保険金	上記①から⑦までの事故の際、残存物の取片づけに必要な費用をお支払いします。(実費。上記①から⑦までの損害保険金の10%限度)	上記①から④までの事故の際、残存物の取片づけに必要な費用をお支払いします。(実費。上記①から④までの損害保険金の10%限度)														
失火見舞費用保険金	契約申込書記載の建物から発生した上記①または②の事故で、第三者の建物などに損害を与えた場合の見舞金などの費用をお支払いします。(被災世帯数×20万円。ただし、1事故につきご契約金額*5の20%限度)															
地震火災費用保険金	地震等を原因とする火災により契約申込書記載の建物が半焼以上となった場合、または保険の対象である家財が全焼になった場合にお支払いします。(ご契約金額*5×5%。ただし、1事故につき1敷地内ごとに300万円限度)															
損害防止費用	上記①から③までの事故による損害の発生および拡大防止のための消火活動により支出した必要または有益な費用を、次の算式に基づきお支払いします。(価額協定保険特約をセットされた場合は実費をお支払いします。) 実費 × $\frac{\text{ご契約金額}}{\text{保険価額(時価)}} \times 80\%$ (実費が限度)															
特別費用保険金 (価額協定保険特約をセットされた場合)	上記①から⑧までの事故により保険の対象である建物または家財が全損(全焼・全壊)となった場合にお支払いします。(損害保険金の10%相当額。ただし、1事故につき1敷地内ごとに200万円限度)	上記①から④までの事故で、保険の対象である建物または家財が全損(全焼・全壊)となった場合にお支払いします。(損害保険金の10%相当額。ただし、1事故につき1敷地内ごとに200万円限度)														

*5 ご契約金額が保険価額(時価)を超える場合は保険価額(時価)とします。(価額協定保険特約をセットされた場合、保険価額(時価)は再調達価額(新価)となります。)

お支払いする保険金の主な内容				住宅総合保険	住宅火災保険	保険金をお支払いできない主な場合
建物		家財				
地震保険の 保険金 <small>(建物・家財ごと に地震保険を ご契約の場合 に限ります。)</small>	損害の 程度	保険金のお支払額	損害の 程度	保険金のお支払額	●故意、重大な過失、 法令違反 ●戦争・内乱その他これらに類似の事変または暴動 ●核燃料物質の有害な特性による損害 ●地震等の際における紛失または盗難 ●地震等が発生した日の翌日から起算して10日を経過した後に生じた損害 など	
	全損	建物の地震保険ご契約金額の100% (時価が限度)	全損	家財の地震保険ご契約金額の100% (時価が限度)		
	半損	建物の地震保険ご契約金額の50% (時価の50%が限度)	半損	家財の地震保険ご契約金額の50% (時価の50%が限度)		
	一部損	建物の地震保険ご契約金額の5% (時価の5%が限度)	一部損	家財の地震保険ご契約金額の5% (時価の5%が限度)		
※ 1回の地震等による損害保険会社全社の支払保険金総額が6兆2,000億円を超える場合、お支払いする保険金は算出された支払保険金総額に対する6兆2,000億円の割合によって削減されることがあります。(2013年6月現在)						

<オプション補償>次の特約はご希望によりセットされた方のみ対象となります。(住宅総合保険)

お支払いする保険金の主な内容		保険金をお支払いできない主な場合	
個人賠償責任 補償特約	日本国内における日常生活にかかわる偶然な事故、契約申込書記載の住宅の所有、使用または管理に起因する偶然な事故によりご本人*1またはご家族*2が法律上の損害賠償責任を負担されたことにより支払うべき損害賠償金*3をお支払いします(1事故につき契約申込書記載の支払限度額が限度)。また、日本興亜損保の同意を得て支出された訴訟・裁判上の和解・調停・仲裁に要した費用、示談交渉に要した費用などもお支払いします。 *1 契約申込書の「本人の指定」欄に記載される方をいいます。 *2 ご本人の配偶者の方、ご本人またはその配偶者の方と生計を共にする同居のご親族、ご本人またはその配偶者の方と生計を共にする別居の未婚のお子様(婚姻歴のない方)をいいます。 *3 賠償金額の決定には事前に日本興亜損保の承認を必要とします。	<共通> ●故意 ●地震等 ●戦争・内乱その他これらに類似の事変または暴動 ●核燃料物質の有害な特性による事故 など	●同居するご親族に対する損害賠償責任 ●他人から預かった物がこわれたことによる損害賠償責任 ●航空機、船舶・車両(主たる原動力が人力であるもの、原動機を用いる身体障害者用車いすなどを除きます。)の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任 ●職務遂行に直接起因する損害賠償責任 など
借家人賠償責任 補償特約	火災または破裂・爆発により借用建物・戸室がこわれた場合に、貸主に対する法律上の損害賠償責任を負担されたことにより支払うべき損害賠償金*4をお支払いします(1事故につき契約申込書記載の支払限度額が限度)。また、日本興亜損保の同意を得て支出された訴訟・裁判上の和解・調停・仲裁に要した費用、示談交渉に要した費用などもお支払いします。 *4 賠償金額の決定には事前に日本興亜損保の承認を必要とします。		●借用建物・戸室の貸主との間の特別な約定により加重された損害賠償責任 ●借用建物・戸室がこわれたことが借用建物・戸室を貸主に引き渡した後に発見された場合の損害賠償責任 ●建築業者などが行う改築・増築などによる事故 など
修理費用 補償特約 <small>(借家人賠償責任補償 特約にセットしてご契約 いただけます。)</small>	前記「損害保険金」の①から⑧までの事故により(ただし、④風災・雹災・雪災の事故の場合20万円未満の事故でも補償の対象となります。)*借用建物・戸室に損害が生じた場合に、貸主との契約に基づき出費した修理費用をお支払いします。(1事故につき自己負担額3,000円、契約申込書記載の支払限度額が限度)		●ご契約者、被保険者または借用建物・戸室の貸主が所有または運転する車両またはその積載物の衝突または接触による損害 ●水災 など

保険金お支払い後のご契約について

損害保険金(通貨および預貯金証書の盗難に対してお支払いする損害保険金を除きます。)*のお支払額が1回の事故でご契約金額(保険金額)(ご契約金額が保険価額(時価)*5を超える場合は、保険価額(時価)とします。)*の80%を超えた場合は、ご契約は損害発生時に終了します。なお、80%を超えない限り、保険金のお支払いが何回あってもご契約金額は減額されずご契約は満期日まで有効です。

*5 価額協定保険特約をセットされた場合、保険価額(時価)は再調達価額(新価)となります。

クーリングオフについて

「ご契約者が個人」かつ「ご契約期間が1年超」であるご契約など所定の条件を満たすご契約につきましては、ご契約のお申込みの撤回または解除を申し出ることができるクーリングオフ制度がございます。詳しくは、お申込時にお渡しする重要事項説明書に記載されている「クーリングオフ説明書」をご覧ください。

事故が発生した場合のお手続き

- **ただちにご連絡ください。**
万一事故が発生した場合には、次のいずれかにただちにご連絡ください。ただちにご連絡をいただけませんと、保険金を削減してお支払いする場合がありますのでご注意ください。
●取扱代理店(ご連絡先の電話番号は、ご契約後にお届けする保険証券に記載しています。)
●事故受付センター 0120-250-119【受付時間:24時間×365日】
- 「休日事故現場急行サービス」がご利用いただけます。
休日の火災または水濡れにより、お住まいや家財に損害が発生した場合に、初期対応(保険金お支払いまでの流れや補償の対象となる損害についてのご説明など)や損害状況の確認を実施します。
●ご連絡は上記事故受付センターで承っています。【サービス提供時間:土日、祝日、12/31~1/3の9:00~17:00】
- **必ず事前にご相談ください。**
賠償事故にかかわる示談交渉は、必ず日本興亜損保とご相談いただきながらおすすめてください。
○事故のご連絡をいただいた場合には、取扱代理店または日本興亜損保より保険金請求手続きに関してご案内いたします。
○保険金請求権につきましては、時効(3年)がありますのでご注意ください。

- 保険料をお払込みの際は、日本興亜損保所定の保険料領収証を交付することといたしておりますので、お確かめください。
- 保険証券は大切に保管してください。ご契約後1か月を経過しても保険証券が届かない場合は、最寄りの日本興亜損保までお問い合わせください。
- このパンフレットは「住宅総合保険」、「住宅火災保険」の概要を説明したものです。さらに詳しい内容をお知りになりたい場合は「安心ガイド(ご契約のしおり)」をご用意しておりますので取扱代理店または日本興亜損保までお問い合わせください。
- ご契約に際しては、契約申込書付属の「契約概要のご説明」「注意喚起情報のご説明」を必ずお読みください。また、「ご契約内容がご希望に沿っていること」「保険料算出に関わる事項が正しいこと」を確認させていただきますので、ご協力いただけますようお願いいたします。
- ご契約の手続きその他ご不明な点につきましては取扱代理店または日本興亜損保までお問い合わせください。
- ご契約者と被保険者が異なる場合は、このパンフレットに記載された内容をお読みいただくようお願いいたします。
- 取扱代理店は、日本興亜損保との委託契約に基づき、保険契約の締結、保険料の領収、保険料領収証の交付、契約の管理業務などの代理業務を行っております。したがって、取扱代理店とご締結いただいで有効に成立したご契約につきましては、日本興亜損保と直接契約されたものとなります。

●お申込み・お問合せは下記の取扱代理店まで



日本興亜損害保険株式会社

〒100-8965 東京都千代田区霞が関3-7-3
お客様サポート室 0120-919-498
受付時間: 平日の9:00~20:00/土日、祝日の9:00~17:00
(12/31~1/3を除きます。)
ホームページアドレス <http://www.nipponkoa.co.jp>